

相続ニュース

Vol.0083

2015年9月24日(木)
担当：MS事業部 三宮

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

贈与契約書の ポイント

はじめに

相続ニュースをご覧の皆様は、相続対策として生前贈与が有効であるということをご存じかと思えます。

そして、生前贈与としてよくみられるものは、親が子供名義の預金に毎年せつせと積み立てる方法です。

しかし、この方法は、きちんと段階を踏まないといざ相続税の税務調査が起こったときに否認される恐れがあります。

「名義預金」は調査否認項目のトップ

相続税の税務調査の現場で否認項目のトップは、「名義預金」と呼ばれるものです。

「名義預金」とは、子供名義の預金に親が生前に事あるごとにお金を預けている預金です。

この「名義預金」がなぜ否認され、相続財産であるとして相続税が課されるのか言えば、法的に贈与が成り立っていないとみなされるからです。

民法上の贈与

民法上で贈与とは、どういうものなのかというと、「当事者の一方が自己の財産を無償で相手に与える意思表示をし、かつ、相手が受託することによって初めて成り立つ。」となっています。

つまり、贈与者が無償で財産を与えた意思表示をするのと同時に、受贈者もその財産を無償でもらったという認識を持っていないと贈与には当たらないということになります。

このことから、「名義預金」は、親が勝手に子供の名義の預金口座を作ってその口座にお金を貯めており、その事を子供が全然知らなかったということは、贈与に当たらないというように解釈されるのです。

完全な贈与の状態を作る

よって、このような問題を防ぐために重要な事は、法的に贈与が成り立っていることを証明できれば良いということになります。つまり、完全な贈与の状態を作らなければならないということになります。

そこで、完全な贈与の状態とは何かというと、

- ①贈与契約書を作成している。
- ②口座間の資金移動をし、履歴を残している。
- ③各人ごとの銀行印は、別に用意をしている。
- ④贈与後、もらった人が通帳、銀行印、キャッシュカードを管理している。

この4つを具備していれば、完璧ということになります。

おわりに

親子間で贈与契約書なんて、と思わずに贈与をした場合は、きちんと契約書を交わすべきです。よく贈与申告書が贈与の証拠であると言われるますが、贈与申告書は贈与の証拠としては弱いです。